

秋田県告示第111号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 調査を行った者の名称
秋田市
- (2) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
秋田市雄和平尾鳥の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.16平方キロメートル
- (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 2(1) 調査を行った者の名称
秋田市
- (2) 成果の名称
秋田市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
秋田市河辺神内の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.02平方キロメートル
- (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 3(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市増田町増田の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.07平方キロメートル
- (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 4(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市平鹿町浅舞、平鹿町下鍋倉の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.10平方キロメートル
- (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 5(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称

- 横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市十文字町、十文字町十五野新田の各一部
 - (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.04平方キロメートル
 - (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 6(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域
横手市山内三又の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
0.15平方キロメートル
 - (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 7(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域
横手市大森町の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積
令和5年度
0.03平方キロメートル
 - (5) 認証年月日
令和6年3月14日
- 8(1) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (2) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域
鹿角市八幡平の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積
令和4年度及び令和5年度
2.31平方キロメートル
 - (5) 認証年月日
令和6年3月14日